

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）</p> <p>第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策（法附則第十一条第一項第四号及び第十六条第一項第二号に規定する法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものについては、次に掲げる方策（第二号八を除く。）並びに被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災（法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）からの復興に資する方策）とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）</p> <p>第二十二条 法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条、次条及び附則第四条第三号において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の</p>	<p>（法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）</p> <p>第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）</p> <p>第二十二条 法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの</p>

発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～八（略）

（法第十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第二十六条 法第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び第三十条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する承継金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この章において同じ。）又は承継子会社は、法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（承継子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第三十二条 法第十六条第一項前段の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第六号、第四十二条、第四十八条第

び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～八（略）

（法第十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第二十六条 法第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び第三十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する承継金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この章において同じ。）又は承継子会社は、法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（承継子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第三十二条 法第十六条第一項前段の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第六号、第四十二条、第四十八条第

二項第三号八及び第五十条を除き、以下この章において同じ。）は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

四（略）

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。第四十八条第二項第三号ロ及び附則第七条第五号において同じ。）となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

六（略）

二項第三号八及び第五十条を除き、以下この章において同じ。）は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等に関する公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

四（略）

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。第四十八条において同じ。）となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

六（略）

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつては、その旨を記載した書面を含む。第四十八条第二項第四号及び附則第七条第七号において同じ。）、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含む、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつては、その旨を記載した書面を含む。第四十八条において同じ。）及び当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含む、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに

びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。( )の円滑かつ  
つ確実な実施のための準備の状況を示す書類

八(十二) (略)

十三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持  
株会社等が銀行持株会社等(経営強化計画に係る金融組織再編成  
により新たに設立される銀行持株会社等を含む。)の自己資本の  
充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをするときは  
、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等  
(法第二条第五項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の自  
己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

十四 (略)

(基本計画提出金融機関等でない金融機関等による経営強化計画の  
提出)

第三十九条 法第十六条第二項前段の規定により経営強化計画を提出  
する金融機関等は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に  
次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀  
行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社  
等に係る第三十二条第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当  
該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付し、金  
融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株

掲げる事項を含む。( )の円滑かつ確実な実施のための準備の状況  
を示す書類

八(十二) (略)

(新設)

十三 (略)

(基本計画提出金融機関等でない金融機関等による経営強化計画の  
提出)

第三十九条 法第十六条第二項前段の規定により経営強化計画を提出  
する金融機関等は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に  
次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀  
行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社  
等に係る第三十二条第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当  
該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付し、金  
融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株

会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号及び令第十三条第二号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、法第十六条第一項第五号イ並びに令第十三条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 (略)

四 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

五 (略)

会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員履歴書及び当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号及び令第十三条第二号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、法第十六条第一項第五号イ並びに令第十三条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 (略)

(新設)

四 (略)

(法第十七条第六項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十五条 法第十七条第六項(法第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出する銀行持株会社等は、その設立の登記の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該銀行持株会社等の自己資本の充実のためになされた法第十

五条第一項又は第二項の申込みに係る資金を当該銀行持株会社等

又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第四十八条 (略)

2 法第十九条第一項前段(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定により変更後の経営強化計画を提出する金融機関等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類(当該変更後の経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。))を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。  
。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

(法第十七条第六項等の規定による経営強化計画の提出)

第四十五条 法第十七条第六項(法第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出する銀行持株会社等は、その設立の登記の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第四十八条 (略)

2 法第十九条第一項前段(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定により変更後の経営強化計画を提出する金融機関等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類(当該変更後の経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。))を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。  
。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等(経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。)の自己資本の充実に係るために法第十五条第一項又は第二項の申込みをした場合にあっては、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

七 (略)

3 (略)

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十四條 法第二十二條第一項前段(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項、第十七條第七項(法第十九條第五項において準用する場合を含む。))、第二十三條第三項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十四條第三項(同條第六項において準用す

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

3 (略)

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十四條 法第二十二條第一項前段(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項、第十七條第七項(法第十九條第五項において準用する場合を含む。))、第二十三條第三項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十四條第三項(同條第六項において準用す



る場合を含む。( )の規定による承認を受けたものをいう。( )の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。( )を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)( )の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより行った株式の引受けに係る申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

四 (略)

2 (略)

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第五十六条 法第二十二條第三項前段(法第二十三條第五項(法第二

る場合を含む。( )の規定による承認を受けたものをいう。( )の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。( )を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)( )の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならぬ。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

2 (略)

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第五十六条 法第二十二條第三項前段(法第二十三條第五項(法第二

十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第二項若しくは第三項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）、又は経営計画（法第二十二條第三項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、次条において同じ。）、第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第十項の規定により提出したものをいう。）、の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとする

十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第二項若しくは第三項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）、又は経営計画（法第二十二條第三項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、次条において同じ。）、第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第十項の規定により提出したものをいう。）、の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとする

するものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより行った株式の引受けに係る申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

2・3（略）

（法第二十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八条 法第二十三条第一項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による株式交換等（法第二十三条第一項に規定する株式交換等をいう。附則第四条第三号を除き、以下同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八（略）

するものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二（略）

（新設）

2・3（略）

（法第二十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八条 法第二十三条第一項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による株式交換等（法第二十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八（略）

(法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十九条 法第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。第六十一条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十一条において同じ。)に規定する会社と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一(三) (略)

四 当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る株式の引受けに係る申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

2・3 (略)

(法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第六十三条 法第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等(法第二十一条第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。

(法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十九条 法第二十三条第三項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。第六十一条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十一条において同じ。)に規定する会社と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一(三) (略)

(新設)

2・3 (略)

(法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第六十三条 法第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等(法第二十一条第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。

以下この章において同じ。）又は承継組織再編成子会社は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社が銀行持株会社等である場合にあつては、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る株式の引受けに係る申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

五（略）

2（略）

（法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出）

第六十七条 法第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出する対象組織再編成子会社等は、同条第七項の規定による認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

以下この章において同じ。）又は承継組織再編成子会社は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

（新設）

四（略）

2（略）

（法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出）

第六十七条 法第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出する対象組織再編成子会社等は、同条第七項の規定による認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 当該対象組織再編成子会社等が銀行持株会社等である場合にあっては、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る株式の引受けに係る申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

2・3 (略)

(法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第八十一条 法第三十三条第一項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の履歴書その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項第一号に定める事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

2 (略)

(新設)

2・3 (略)

(法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第八十一条 法第三十三条第一項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の履歴書その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項に定める事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

2 (略)

(法第三十三條第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)  
第八十二條 (略)

2 法第三十三條第二項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が現に保有する法第二十六條の申込みに係る信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二條第五項に規定する優先出資をいう。第八十四條第二項、第八十八條第二項及び第九十條第二項において同じ。)又は特定社債(同法第二條第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(協同組織金融機能強化方針等の提出)

第九十二條 法第三十四條の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四條の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面(以下この条において「申込額書面」という。)を提出する協同組織中央金融機関等(法第二條第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この章において同じ。)は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第三十三條第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)  
第八十二條 (略)

2 法第三十三條第二項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が現に保有する法第二十六條の申込みに係る信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二條第五項に規定する優先出資をいう。以下同じ。)又は特定社債(資産の流動化に関する法律第二條第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(協同組織金融機能強化方針等の提出)

第九十二條 法第三十四條の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四條の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面(以下この条において「申込額書面」という。)を提出する協同組織中央金融機関等(法第二條第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この章において同じ。)は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 三 八 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

(震災特例金融機関等及び震災特例対象子会社による経営強化計画の提出)

第二条 法附則第八条第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する震災特例金融機関等(同条第一項に規定する震災特例金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。)又は震災特例対象子会社(法附則第八条第二項に規定する震災特例対象子会社をいう。以下同じ。)は、別紙様式第七号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類(震災特例対象子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付し

- 一 (略)
- 二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 三 八 (略)

附則

この府令は、法の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

(新設)



- 、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 法附則第八条第一項又は第二項の申込みの理由書（当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）
  - 二 提出の前日六月以内（震災特例協同組織金融機関（法附則第十条第一項に規定する震災特例協同組織金融機関をいい、法第一条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類
  - 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
  - 四 第二号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）
  - 五 役員の履歴書、当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その

他の法附則第八条第一項第二号又は第二項第二号及び令附則第二  
条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を  
示す書類

六 当該震災特別金融機関等が法附則第八条第一項の申込みをする  
ときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記  
載した書面

七 震災特別対象子会社に係る銀行持株会社等が法附則第八条第二  
項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及  
び当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその震災  
特別対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を  
記載した書面

八 法附則第八条第三項の規定により適用される法第五条第一項の  
規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株  
式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受  
けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀  
行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定  
銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を  
図る時期の見通し（銀行持株会社等が法附則第八条第二項の申込み  
をする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）  
を記載した書面その他の法附則第八条第三項の規定により適用さ  
れる法第五条第一項第十号に掲げる要件に該当することを証する  
書類

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

九 その他法附則第八条第三項の規定により適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第八条第一項第二号又は第二項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第三条 法附則第八条第一項第二号又は第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特別金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のため

(新設)

の方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

四 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第四条 法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項（法附則第八条第三項の規定により適用される法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針

（新設）

二 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第八条第三項の規定により適用される法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出）

第五条 法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針

二 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第八条第三項の規定により適用される法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び法第十条第一項に規定する取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びそ

（新設）

## の内容

(震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第六条 法附則第八条第三項の規定により法第二章（法第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十三条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第二十一条第一項第三号」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えて適用される同令第二十二条第一項第三号」と、第二十六条第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十八条第四号中「同条第十項各号」とあるのは「附則第五条各号」と、「同条第九項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ

(新設)

中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等による経営強化計画の提出)

第七条 法附則第九条第一項の規定により経営強化計画を提出する金

融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第一号及び第六号を除き、以下この条において同じ。)は、別紙様式第八号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 提出の日前六月以内(協同組織金融機関(法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等)に限る。以下同じ。)(が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内)の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

二 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

(新設)

三 第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

四 経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合



にあつてはその子会社等において部門別の損益管理がされていることを証する書面、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。）又は労働金庫の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合にあっては当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該金融機関等若しくは当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

八 経営強化計画に係る金融組織再編成が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第四項の規定によりみなされて適用される金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に関する事項を記載した書面

九 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

十 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる

書類

イ 当該申込みの理由書（金融組織再編成の当事者である震災特例金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面

ハ 当該金融機関等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ニ 組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ホ 法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（組織再編成銀行持株会社等が

法附則第九条第一項の申込みをする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通しを記載した書面その他の法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

(1) 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式  
(i) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(ii) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(iii) 当該株式又は(i)若しくは(ii)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(2) 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

十一 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等(経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。)の自己資本の充実に係る法附則第九条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

十二 その他法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定に係る審査をするため参考となるべき

書類

(法附則第九条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第八条 法附則第九条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関(法附則第九条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。)が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 附則第三条第二号から第四号までに掲げる方策

(法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第九条 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項(法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針

二 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(新設)

(新設)

三 法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等という。次条第二号及び附則第十一条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第十条 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項（法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

二 法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。次条第三号において同じ。）のうち当該承継組織再編成金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）又は経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十

（新設）



「と、第六十二条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第四十八条第一項第三号」とあるのは「附則第八条の規定により読み替えて適用される同令第四十八条第一項第三号」と、第六十三条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ」とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第六十六条第四号中「同条第九項各号に掲げる事項又は同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項」とあるのは「同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項又は附則第十一条各号に掲げる事項」と、「同条第八項第二号」とあるのは「法第二十四条第八項第二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第六十七条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（法附則第十条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与

の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第十三条 法附則第十条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 附則第三条第二号から第四号までに掲げる方策

(法附則第十条第二項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第十四条 法附則第十条第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 当該申込みに係る対象協同組織金融機関(法第一条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。)に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 附則第三条第二号から第四号までに掲げる方策

(法附則第十条第四項の規定による経営強化計画の提出)

第十五条 法附則第十条第四項の規定により経営強化計画を提出する震災特例協同組織金融機関(同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則

(新設)

(新設)

(新設)



第十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第七号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（当該震災特例協同組織金融機関における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員履歴書

五 その他法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

2 | 法附則第十条第四項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、

別紙様式第八号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 前項第二号に掲げる書類
- 二 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
- 三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類
  - イ 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（金融組織再編成の当事者である震災特例協同組織金融機関における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）
  - ロ 前項第三号に掲げる書類（当該協同組織金融機関が法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第二項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることができる書類）
- 四 前項第四号に掲げる書類
- 五 その他法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき

書類

(法附則第十条第四項の規定による経営強化指導計画の提出)

第十六条 法附則第十条第四項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下同じ。）は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みの理由書

二 次に掲げる経営強化指導計画に係る対象協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ次に定める書類

- イ 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの 法第五条第一項第四号及び法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面
- ロ 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関 同条第五項の規定により適用される法第二十八条

(新設)

第一項第二号八及び二(2)に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員履歴書その他の法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十七条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十七条 法附則第十条第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第八十六条第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあるのは「見通し」と、第八十八条第一項第二号

(新設)

中、「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

(特定震災特例経営強化計画の提出)

第十八条 法附則第十一条第二項の規定により特定震災特例経営強化計画(同条第一項に規定する特定震災特例経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特定震災特例協同組織金融機関(同条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機関をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。)は、別紙様式第九号により作成した特定震災特例経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面(当該特定震災特例協同組織金融機関における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。)

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員履歴書

(新設)

五 其他法附則第十一条第三項の規定による決定に係る審査を  
るため参考となるべき書類

(特定震災特例経営強化指導計画の提出)

第十九条 法附則第十一条第二項の規定により特定震災特例経営強化  
指導計画(同項に規定する特定震災特例経営強化指導計画をいう。

以下同じ。)を提出する協同組織中央金融機関は、当該特定震災特  
例経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提  
出しなければならない。

一 法第二十六条の申込みの理由書

二 法附則第十一条第三項第一号ロ及び二に掲げる要件に該当する  
ことを証する書面

三 役員の履歴書その他の法附則第十一条第二項第一号に掲げる事  
項及び経営指導契約(同条第一項第二号に規定する経営指導契約  
をいう。)の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定  
根拠を記載した書面

五 其他法附則第十一条第三項の規定による決定に係る審査をす  
るため参考となるべき書類

(法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用される法第二  
十三条第一項及び第二項の規定による経営強化計画の変更)

第二十条 法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用される

(新設)

(新設)

法第三十三条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 提出者である協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更
- 二 その他趣旨の変更を伴わない変更

(法附則第十一条第四項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定に関する特例)

第二十一条 法附則第十一条第四項の規定により法第四章(法第二十八條第一項を除く。)の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第七十八条中「法第三十条第三項の規定により」とあるのは「法附則第十一条第四項の規定により適用される法第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により」と、「書類を添付」とあるのは「書類及び法附則第十七条第一項の規定による認定を受けようとする場合又は受けた場合においては附則第二十三条に規定する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類を添付」と、第八十六条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類(第七号に掲げるものを除く。)」とする。

(優先出資に係る資本準備金の額の減少の認可の申請)

(新設)

第二十二條 特別対象協同組織金融機関等（法附則第十三条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）は、法附則第十三条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 減少する資本準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四 その他法附則第十三条の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合）

第二十三條 法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に信託受益権等（法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。附則第二十六条第四号を除き、以下同じ。）に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。

（新設）

（新設）



(特別経営強化計画の提出)

第二十四条 法附則第十六条第一項の規定により経営が改善したことを示すために必要な書類及び特別経営強化計画(同項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特別対象協同組織金融機関等は、当該書類及び別紙様式第七号に準じて作成した特別経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十六条第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 資産の額が負債の額に信託受益権等に係る取得優先出資のうち優先出資の額を加えた額を下らないことを証する書面

四 役員履歴書

五 その他法附則第十六条第三項の規定による認定に係る審査をするための参考となるべき書類

(特別経営強化計画の記載事項)

第二十五条 法附則第十六条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特別経営強化指導計画の提出)

第二十六条 法附則第十六条第二項の規定により特別経営強化指導計画(同項に規定する特別経営強化指導計画をいう。以下同じ。)を提出する協同組織中央金融機関は、当該特別経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法附則第十六条第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面
- 二 法附則第十六条第三項第五号に掲げる要件に該当することを証する書面
- 三 役員履歴書その他の法附則第十六条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
- 四 協同組織中央金融機関が現に保有する信託受益権等のうち特別経営強化計画を提出する協同組織中央金融機関を信託受益権等に係る取得優先出資等の発行者又は債務者とするものの額及びその内容を記載した書面
- 五 信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十六条第三項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類

(新設)

六 その他法附則第十六条第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別経営強化指導計画の記載事項)

第二十七条 法附則第十六条第二項第二号に規定する主務省令で定める事項は、法附則第十一条第二項の規定に基づき行った法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る令附則第十一条の規定により読み替えて適用される令第二十五条第一号イに規定する他の信託の受益権、同条第二号イに規定する他の優先出資又は同条第三号イに規定する他の特定社債であつて特別経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容とする。

(新設)

(法附則第十六条第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定に関する特例)

第二十八条 法附則第十六条第五項の規定により法第四章(法第二十八条第一項を除く。)の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第八十六条第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあるのは、「見通し」と、第八十八条第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

(新設)

(資本整理等実施要綱の提出)

第二十九条 法附則第十七条第一項の規定により事業再構築(同項に規定する事業再構築をいう。以下同じ。)に伴う資本整理(同項に規定する資本整理をいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請する特別対象協同組織金融機関等は、別紙様式第十号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう)に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十七条第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類(当該特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、事業再構築の相手方金融機関(法附則第十八条第一項に規定する相手方金融機関をいう。第四号において同じ。)に係るものを含む。)

三 資産の額が負債の額に信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ることを証する書面

四 事業再構築に係る当該特別対象協同組織金融機関等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲

(新設)

渡である場合には、事業再構築の相手方金融機関に係るものを含む。

五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き当該特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 役員履歴書

七 その他法附則第十七条第二項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(資本整理等実施要綱の記載事項)

第三十条 法附則第十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、同条第二項の認定を申請した特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場合にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業再構築後の経営体制の整備に関する事項
- 二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

(資本整理の認定に係る信託受益権等の処分等が困難と認められる場合)

第三十一条 法附則第十七条第二項第五号に規定する主務省令で定め

(新設)

(新設)

る場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもつてする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

(法附則第二十一条第一項及び第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額)

第三十二条 法附則第二十一条第一項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、一般勘定(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下同じ)から支出された金額に付保預金割合を乗じた金額とする。

2 法附則第二十一条第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する損失の額に付保預金割合を乗じた金額とする。

3 前二項の「付保預金割合」とは、資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等(法附則第十八条第一項に規定する認定特別対象協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。)が法附則第十七条第二項の認定を申請するに際し、当該認定特別対象協同組織金融機関等

(新設)

に係る負債（次の各号に掲げるものを除く。）の額の合計額に預金  
保険法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したと仮定した  
場合の同法第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等に係る  
保険金の額及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済  
用預金に係る保険金の額の合計額に相当する額が占める割合をいう  
。

一 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十  
四条第二項第一号及び協同組合による金融事業に関する法律施行  
規則（平成五年大蔵省令第十号）第三十七条第二項第一号の規定  
に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。）

二 金融商品取引責任準備金（金融商品取引法（昭和二十三年法律  
第二十五号）第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金を  
いう。）

三 繰延税金負債（信用金庫法施行規則第三百三十一条第一項に規定  
する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号又は協同組合  
による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定す  
る別紙様式第九号若しくは第十号の貸借対照表（次号において「  
各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

四 再評価に係る繰延税金負債（各貸借対照表に記載された再評価  
に係る繰延税金負債をいう。）

（機構における勘定間の繰入れ）

第三十三條 預金保險機構（以下「機構」という。）は、法附則第二

（新設）

十一條第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 繰入れを必要とする理由
  - 二 金融機能早期健全化勘定（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。以下同じ。）から一般勘定への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面
  - 三 その他法附則第二十一条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類
- 2 機構は、法附則第二十一条第二項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。
- 一 繰入れを必要とする理由
  - 二 一般勘定から金融機能強化勘定（法第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。以下同じ。）への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面
  - 三 その他法附則第二十一条第二項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類
- 3 機構は、法附則第二十一条第三項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。



- 一 繰入れを必要とする理由
- 二 金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入れを行うおととする額の算定根拠を記載した書面
- 三 その他法附則第二十一条第三項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(協同組織金融機能強化方針の提出)

第三十四条 法附則第二十一条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等(法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下同じ。)は、別紙様式第十一号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の二の申込みの理由書
- 二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることのできる書類
- 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
- 四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類(同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等

(新設)

につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類)

五 役員履歴書、当該協同組織中央金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十二條第一項第一号及び令附則第十三條各号に掲げる事項並びに同項第二号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法附則第二十二條第三項の規定により適用される法第三十四條の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む。)及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法附則第二十二條第三項の規定により適用される法第三十四條の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第二十二條第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用  
供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第三十五條 法附則第二十二條第一項第一号に規定する主務省令で定  
めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

(新設)

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域にお  
ける経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策とし  
て次に掲げるもの

イ 協同組織金融機関等(法第二條第一項第三号、第四号、第六  
号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。)による  
中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導  
体制の整備のための方策

ロ 協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない  
融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供  
与の条件又は方法の充実のための方策

三 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災  
からの復興に資する方策

四 その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げ  
るもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のため  
の方策

ロ 経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企  
業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のため

めの方策

八 早期の事業再生に資する方策

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項)

第三十六条 法附則第二十二條第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 協同組織金融機関等から特定支援(法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。)の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ 特定支援の実施により取得する優先出資(分割された優先出資を含む。)(又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。

二 協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援

を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした  
場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制  
に関する事項